

議案第157号

福岡市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年6月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、教科用図書採択に係る事務の見直しに伴い、教科用図書採択諮問委員会の名称を改める等の必要があるによる。

福岡市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例

福岡市附属機関設置に関する条例（昭和28年福岡市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部教科用図書採択諮問委員会の項中「教科用図書採択諮問委員会」を「福岡市教科用図書調査研究委員会」に、「研究を行い、諮問に答える」を「審議する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。